

建設経済常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	小田原漁港交流促進施設の指定候補者の再募集について	経済部 水産海浜課
2	お城通り地区再開発事業について	都市部 都市計画課
3	耐震化促進事業の取組及び避難所等の応急危険度判定活動について	都市部 建築指導課
4	小田原市下水道事業経営戦略（案）について	下水道部 下水道総務課

平成30年 2月23日

小田原漁港交流促進施設の指定候補者の再募集について

1 事業者ヒアリング調査の実施について

小田原漁港交流促進施設の指定管理者の候補者について、平成29年12月4日（月）から同月20日（水）まで募集を行った結果、応募が0件であったことから、今後の方針等を決定するため、事業者にヒアリング調査を実施した。

(1) ヒアリング調査実施期間

平成30年1月12日（金）から同月26日（金）

(2) ヒアリング実施対象者

交流促進施設の指定候補者募集に当たり、昨年11月に開催した現地説明会参加事業者24社を対象に協力を依頼し、ヒアリングに参加希望のあった12社に実施

2 ヒアリングにおける主な意見等

(1) 応募に至らなかった主な理由

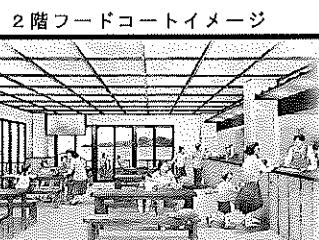
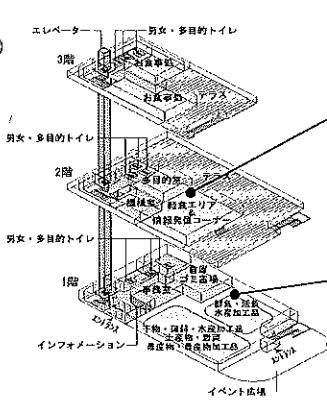
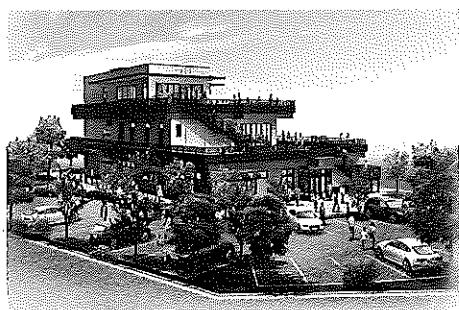
- ・募集要項の内容から、新規施設で実績がない中で「指定管理料なし」「市への納入金は3分の1以上」を前提としていることから事業者に受け取られ、リスクが高いと判断された。
- ・開業までの1年間の準備経費や県駐車場を含む西側エリア全体の交通対策など、指定後の協議とした事項も多く、事業者からこれらに係る経費負担が大きいと判断された。

(2) 主な事業者の意見等

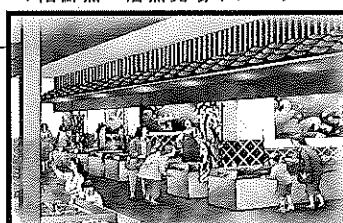
- ・新規施設であることを勘案すると、まずは事業者が応募しやすい環境を整える必要があり、リスク軽減のために指定管理料を検討すべき。
- ・施設開業に向けて出店者の募集を行うが、出店者の負担軽減のために指定管理者が一定の初期投資をするべきと考えており、指定期間5年（開業準備期間を除くと実質4年）では投じた費用の回収が見込めないため、指定期間の見直しをすべき。
- ・施設開館時間が多目的室の夜間利用への対応から午後9時までとなっているが、各店舗の夜間の利用は少なく閉館までの営業は難しいことから、店舗の営業終了後から施設の閉館までの利用料収入の少ない時間帯の経費は市負担とするなどを検討すべき。
- ・交通対策について、県駐車場など西側エリア全体に及ぶなど経費が多く見込まれることから、市負担とすることを検討すべき。
- ・指定管理料の額や納入金については、事業者から提案させ、その適正性を審査すべき。
- ・地域の施設であるため、地元優先や地域活性化の考え方をもっと要項に反映すべき。

※なお、ヒアリングの中で数社から、募集要項が見直されれば再募集に応じたいとの意向が示されている。

外観イメージ（海側から国道135号方面を望む）



2階フードコートイメージ



1階鮮魚・活魚売場イメージ

※外観、内観イメージについては、今後、変更の可能性があります。

3 指定候補者選定等に係る市の方針について

指定期間を見直すとともに、指定管理料の額や納入金について応募事業者から提案を受け、その適正性を含めて審査する内容等に募集要項を修正し、指定候補者の再募集を行う。

(1) 主な募集要項の修正

ア 指定期間の見直し

当初募集要項	修正の内容
指定から 5 年間	開業準備 + 6 年（開業後）とする 〔 約 7 年 〕

イ 指定管理料

当初募集要項	修正の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関する一切の費用は、利用料金、その他の収入をもって充てる ・市は原則、指定管理料の支払いをしない。 	施設の管理運営費用に不足が見込まれる場合は、必要と思われる指定管理料について、応募の際に提案させることとする。

ウ 納入金

当初募集要項	修正の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・収支(収入から支出を差し引いた額)の一部を市への納入金として納付する。 ・納入金の額は、収支に対して一定の割合で納入することを応募の際に提案し、協議のうえ協定で定める（平成 30 年度は開業準備期間のため納入金は生じない。） ・市としては、収支の 3 分の 1 以上を希望 	収支に利益が生じた場合の納入金について、納付する割合や考え方を応募の際に提案させることとする。

エ 開業準備経費の市負担分の明確化

当初募集要項	修正の内容
市が予算の範囲内で費用を支払うが、指定後に別途協議とする。	売場の内装ガイドライン等の作成、ホームページ開設等の販売促進、備品等の購入のほか、開業準備期間の施設維持管理に係る費用等については、市が予算の範囲内で負担することを記載する。

オ 審査基準の修正（地元優先や地域活性化の視点を反映）

施設の設置目的等を踏まえ、応募事業者の事業計画において、地域活性化や地域振興に資する方策が有効であるか、施設管理運営や出店者構成に地元企業、生産者、生産者団体等の参画がどのように反映されているのかといった視点を評価の中で重視していく。

【イメージ】 図1 指定管理料

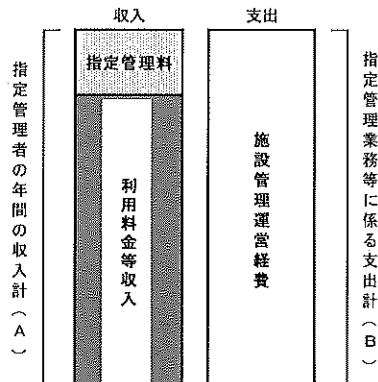
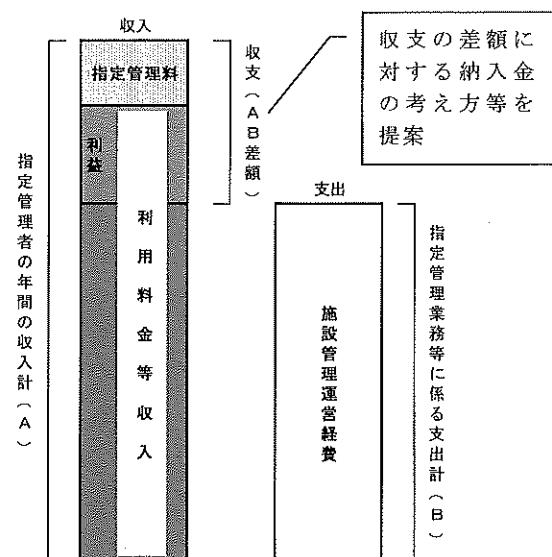
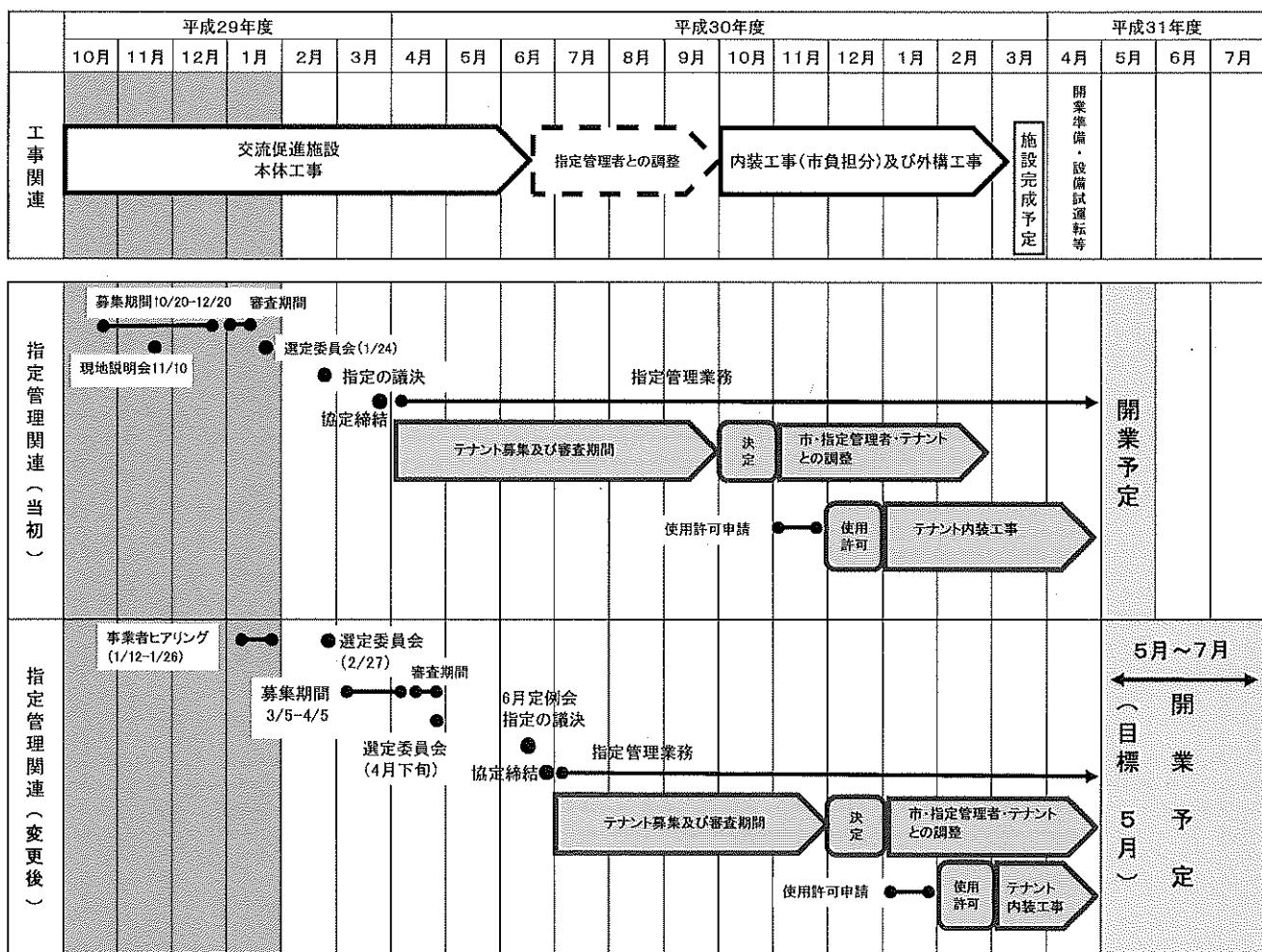


図2 納入金



(2) スケジュール予定



4 今後について

平成30年2月27日（火）に指定候補者選定委員会を開催し、ヒアリング結果を報告するとともに、市の方針を説明し、募集方法、募集要項の見直し、再募集に係る今後のスケジュール等を決定していく。

資料2

お城通り地区再開発事業について

小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーンに係る事業用定期借地権設定契約（以下、「契約」という）を締結するとともに、合わせて市費負担等における基本事項を定める。

1 契約の主な内容

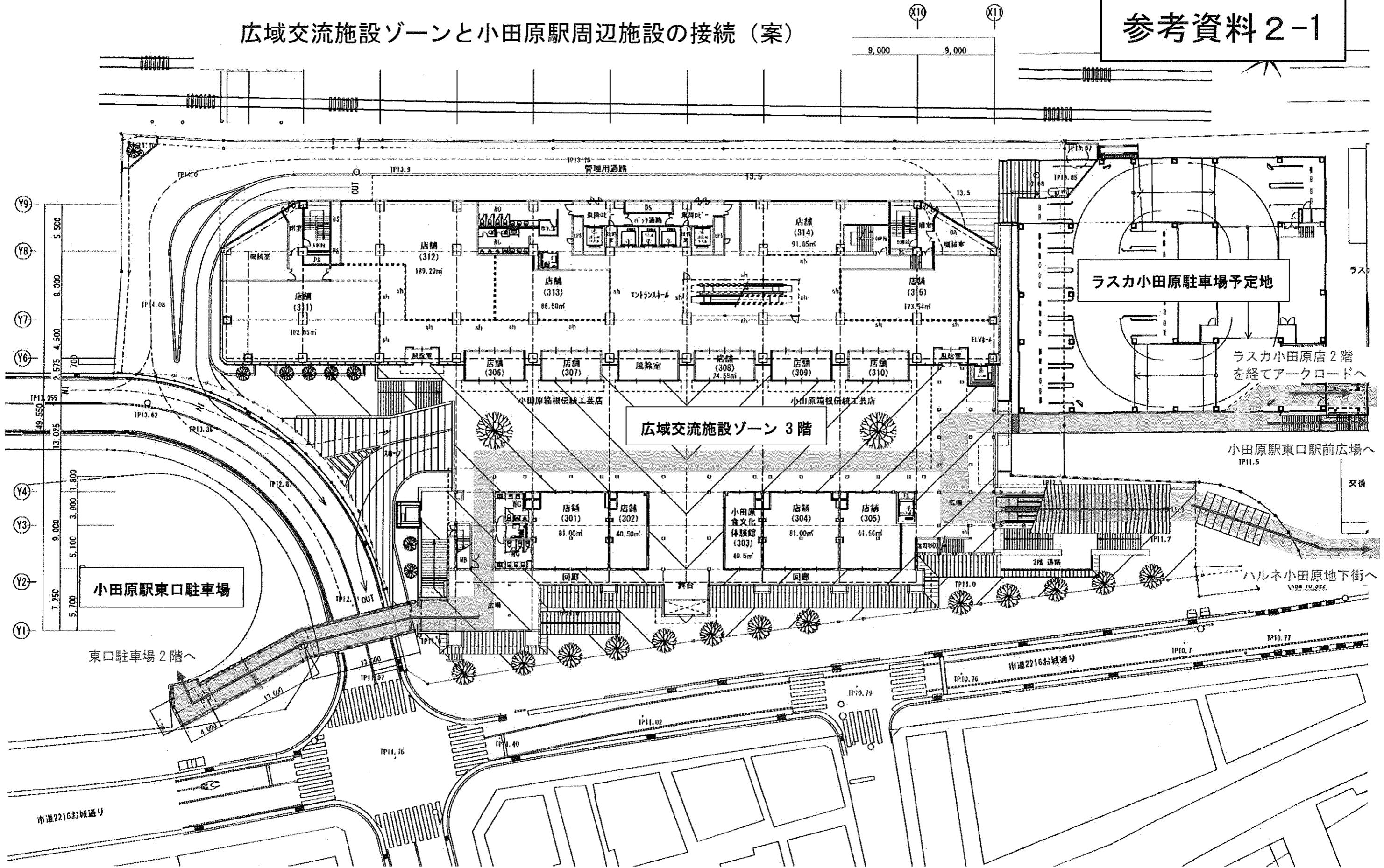
- 借地期間は、平成30年4月1日から平成80年3月30日とし、借地期間の開始日に当該事業用地を引き渡すものとする。
- 市と万葉俱楽部株式会社は、契約に定める内容に基づき、公正証書による事業用定期借地権の設定契約を締結する。
- 事業用地に係る土地使用料を、年額28,000千円程度（但し、工事期間中は1／2）とし、固定資産税評価替えの際に、その評価額を基礎として改定する。
- 公共・公益サービスの持続性確保のため、施設運営等に係る実施状況や監査を経た財務状況について、定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて事業継続に係る協議を求めることができる。

2 市費負担等における基本事項

- 公共・公益施設の規模は、ライブラリー機能、子育て支援機能、付属する会議室等機能（但し、広場、交通機能は除く）の専有面積を1,700m²以下（高層棟6階部分に集約）とする。なお、賃借料は年間1億円以下として、引き続き協議を進め賃貸借契約を締結する。
- 広場及び交通機能の管理運営に関する必要な事項については、周辺施設との接続整備の検討を踏まえ、平成30年度中を目途として定めるものとする。

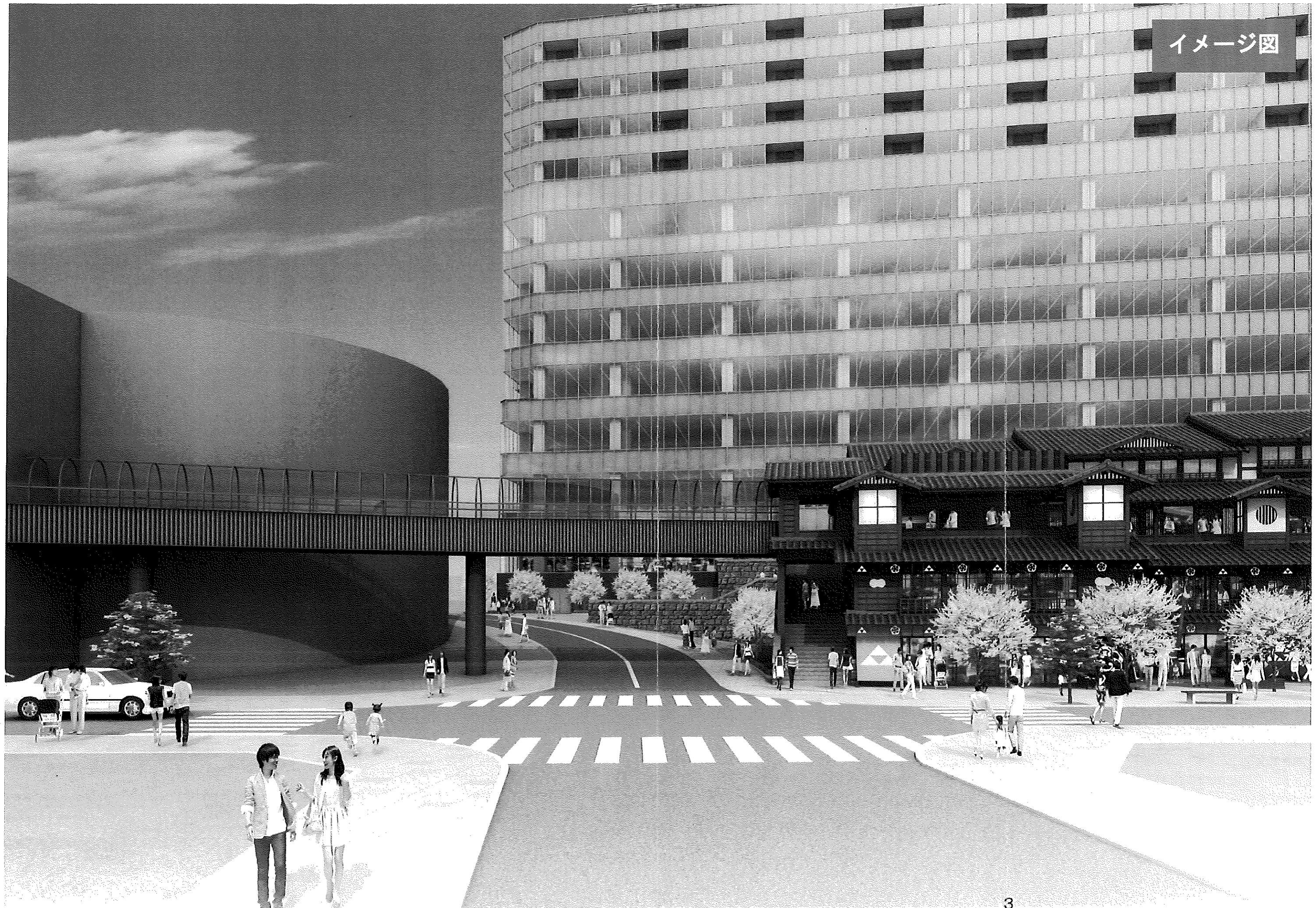
参考資料 2-1

広域交流施設ゾーンと小田原駅周辺施設の接続（案）





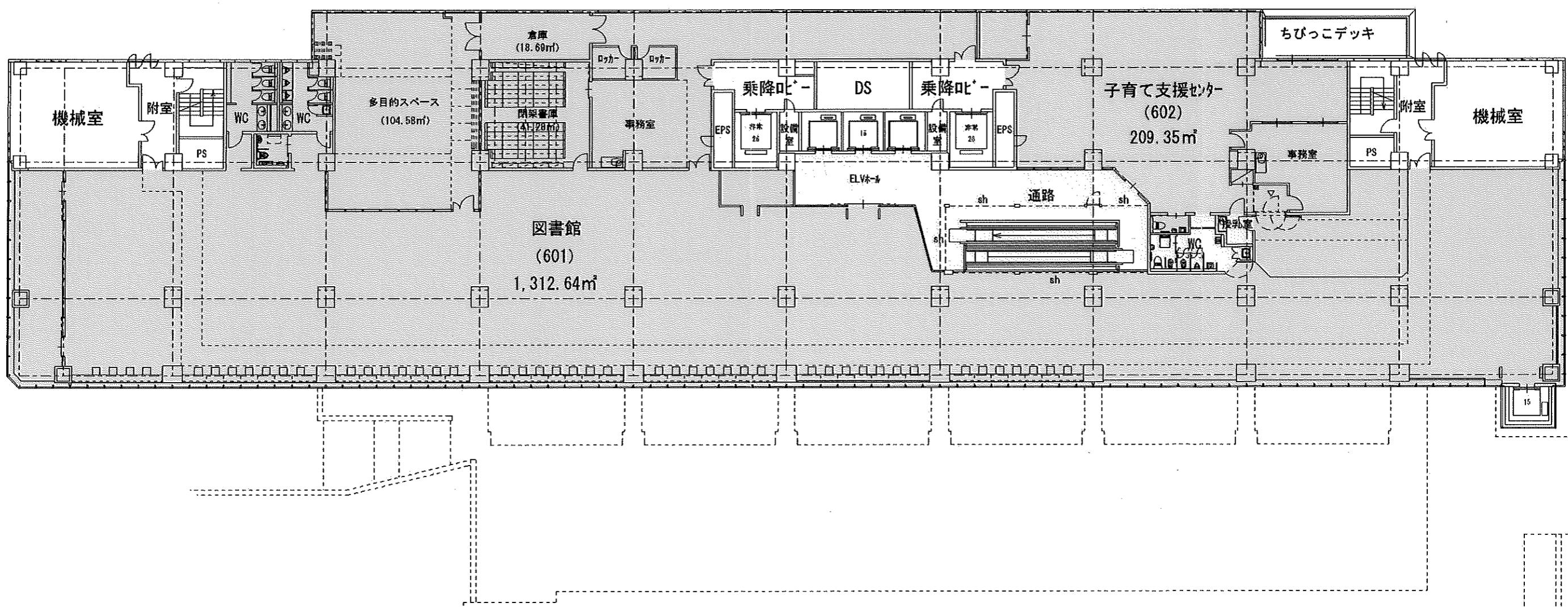
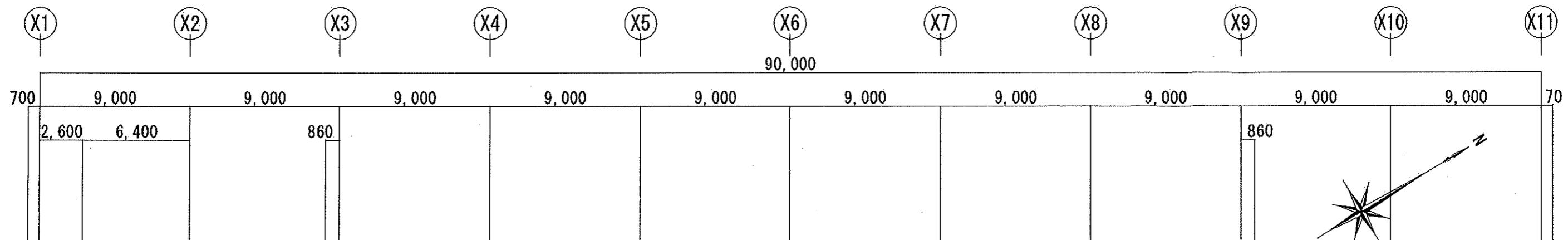
イメージ図



イメージ図



6階公共施設フロア図（案）



耐震化促進事業の取組及び避難所等の応急危険度判定活動について

1 耐震化促進事業の取組について

(1) 概要

本市では「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、補助制度の整備及び拡充を図るとともに、民間建築士や職員による戸別訪問や無料耐震相談会等による啓発活動に取組んできた。

(2) 補助実績

年 度	木造住宅			多数の者が利用する建築物等			取 組
	診断	設計	改修	診断	設計	改修	
平成24年度	33件	/	19件	2件	/	/	
平成25年度	26件	/	11件	3件	/	/	
平成26年度	12件	3件	4件	0件	/	/	【木造住宅】 ・設計費補助金を追加
平成27年度	12件	6件	6件	3件	1件	/	【多数の者が利用する建築物等】 ・設計費補助金を追加
熊本地震							
平成28年度	27件	9件	9件	1件	0件	0件	【木造住宅】 ・高齢者世帯の診断費を全額補助 【多数の者が利用する建築物等】 ・改修費補助金を追加
平成29年度	36件	14件	14件	1件	1件	1件	【木造住宅】 ・国のアクションプログラムを活用し、改修費補助金を増額 ・除却費補助金を追加

(3) 啓発活動実績

年 度	木造住宅				他の者に対する建築物	
	無料耐震相談会 及び耐震セミナー		耐震化推奨訪問事業 (民間建築士との協働)	耐震化緊急促進 アクションプログラム (職員による個別訪問)		
	開催数	相談件数				
平成24年度	21回	190件	/	/	0件	
平成25年度	21回	162件	/	/	0件	
平成26年度	16回	162件	/	/	0件	
平成27年度	11回	112件	/	/	1件	
平成28年度	10回	173件	60件	/	1件	
平成29年度	12回	99件	100件	約2,000件	0件	

(4) 今後の取組

ア 耐震化未実施の木造住宅所有者への耐震化意識の高揚に向けた取組

イ 多数の者が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

2 避難所等の応急危険度判定活動について

(1) 概 要

判定活動に対応可能な行政職員数が減少している現状やこれまでの被災地における応急危険度判定の経験を踏まえ、本市の応急危険度判定計画を再確認したところ、民間応急危険度判定士の協力なしでは速やかに判定活動を行えないことが課題となった。

このことを受け、今回、震災直後の広域避難所等の応急危険度判定について、迅速な対応が図れるよう判定計画の見直しを行った。

(2) 大規模災害時における民間応急危険度判定士の協力

ア 平成29年11月30日、建築士会及び建築士事務所協会と「大規模災害時における応急危険度判定士の派遣に関する協定」を締結した。

イ 平成30年2月2日、民間判定士を対象に、判定を行う広域避難所の分担等判定活動に係る説明会を行った。

平成30年2月2日現在

班	広域避難所	判定士数
1班	三の丸小、早川小	5人
2班	新玉小、町田小、山王小、白鷗中	5人
3班	芦子小、足柄小、久野小、白山中	7人
4班	富水小、東富水小、報徳小、桜井小、泉中、城北中	9人
5班	千代小、曾我小、下曾我小、千代中	9人
6班	国府津小、国府津中	4人
7班	酒匂小、下府中小、富士見小、酒匂中	5人
8班	豊川小、矢作小、鳴宮中	6人
9班	下中小、前羽小、橘中	2人
合 計		52人

※民間判定士は震度6強以上で近くの広域避難所に自動参集し、判定活動を行う。

※平日、休日ともに判定活動を行える体制としている。

※大窪小、片浦小、城山中、城南中、旧片浦中は職員が判定活動を行う。

(3) 避難所等安全確認チェックシートの活用

ア 被災時の状況により判定活動に遅れが生じることも想定されることから、広域避難所を運営する自治会長、学校関係者及び避難所担当職員でも、簡易に安全確認ができるよう事例写真を活用したチェックシートを作成し、各広域避難所にて説明会を行った。

イ 市有施設を管理する職員に対しても、同様の説明会を開催する。

(4) 今後の取組

ア 全ての広域避難所の判定活動を可能とするための民間応急危険度判定士の確保
イ ショートメールなどの簡易的なメールを活用した民間判定士への連絡網の確立

小田原市下水道事業経営戦略（案）について

1 経営戦略とは

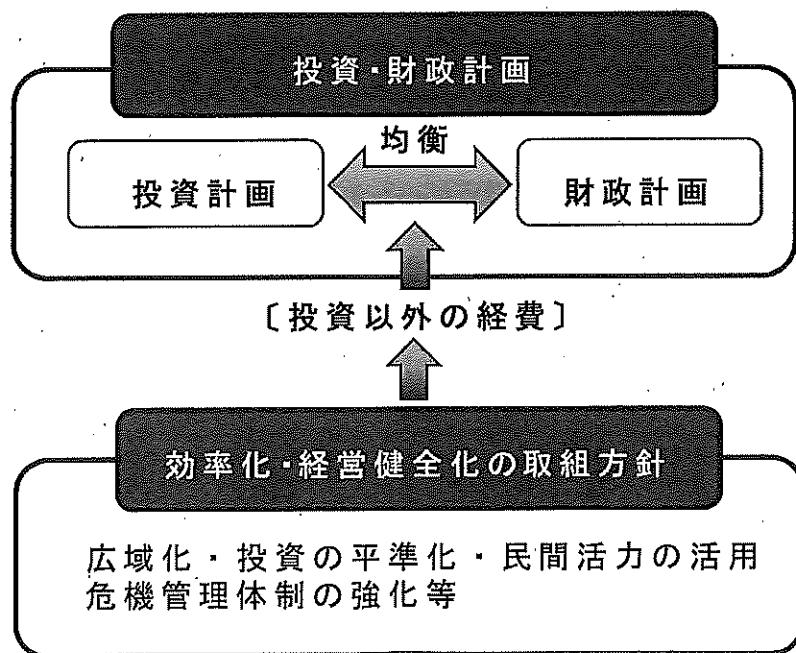
下水道事業を取り巻く環境は、人口減少等による水需要の減少に伴い使用料収入が減少する一方で、老朽化施設の改築・改良のため更新費用及び修繕費等の維持管理費が増加することにより、全国的に見ても、経営環境はいっそう厳しさを増している。

このような背景から、国は下水道事業を含む公営企業に対して、企業として経済性を發揮し、将来にわたり事業を安定的に継続することができるよう、「経営戦略」の策定を要請している。

「経営戦略」とは、中長期的な経営の基本計画であり、投資・財政計画において投資計画と財政計画の均衡を図るために、効率化・経営健全化の取組方針を示すものである。

また「経営戦略」の内容等については、使用者からの料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本としていることなどから、使用者等に対して広く公開することが必要である。

経営戦略イメージ図



2 小田原市下水道事業経営戦略（案）の概要

（1）計画期間

平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間

（2）投資・財政計画

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と財源見通しである「財源試算」の収入を合わせた收支計画である。

ア 投資計画

主な投資の内容	計画期間 の投資額	説明
污水管渠の新規整備	51億5千万円	未普及地域解消のために污水管渠整備を行う。
污水施設の改築・改良	41億2千万円	老朽管路の改築及び耐震化を行う。またポンプ場の耐震化等を行う。
雨水渠の整備	19億円	雨水排除、浸水被害の軽減のために雨水渠整備を行う。
流量計の設置	3億円	不明水対策のために流量計の設置を行う。

イ 財政計画

使用料について	下水道使用料は、人口減少、節水意識の定着、節水機器の普及により減少が続く見込みである。 そのため使用料改定について3年から5年ごとに検討を行い、その要否を判断する。
繰入金について	投資・財政計画に基づいて増額の検討を行う。

(3) 効率化・経営健全化の取組方針

- ア 計画的・効率的な維持管理及び改築を行うストックマネジメント計画の策定
- イ ストックマネジメント計画と連動した不明水対策の推進
- ウ 民間活力の活用についての検討
- エ 業務継続計画（B C P）定期改定等による災害対策の推進

(4) 事後検証・更新

毎年度進捗管理を行うとともに3年から5年を目途に、また、前提条件の激変時に検証及び必要な見直しを行う。

3 今後のスケジュール

平成30年3月末までに作成を完了し、同年4月に小田原市ホームページ等で広く市民に周知を行う予定である。

参考資料4-1

小田原市下水道事業経営戦略(案)

団体名：神奈川県小田原市
 事業名：下水道事業
 策定日：平成30年3月
 計画期間：平成30年度～平成39年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	左岸処理区 昭和57年度(供用開始後36年) 右岸処理区 昭和63年度(供用開始後30年) 旧西部処理区 昭和41年度(供用開始後52年、平成20年度に左岸処理区に編入)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	63.7人/ha	流域下水道等への接続の有無	酒匂川流域下水道に接続
処理区数	2処理区		
処理場数	流域下水道に編入済みのため処理場なし。 市内3箇所の処理場を2箇所に集約することで、下水道事業の効率化を図ることを目的として、平成28年3月31日に単独公共下水道である小田原市寿町終末処理場を酒匂川流域下水道へ編入し、小田原市寿町終末処理場を廃止した。		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	平成28年4月に小田原市の単独公共下水道である処理区を神奈川県管理の酒匂川流域下水道へ編入して広域化を行った。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立構造や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と業務用とで区別はなく、二部使用料制(基本使用料と従量使用料)と累進使用料制(9段階)を採用している。維持管理費及び資本費の一部(資本維持費は現在のところ算入していない)を賄う料金設定としている。		
業務用使用料体系の概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の概要・考え方	公衆浴場汚水については、公衆浴場の公共性を勘案して、一般汚水と比べて低廉な使用料としている。		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度 2,350 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	平成26年度 3,514 円
	平成27年度 2,589 円	※過去3年度分を記載	平成27年度 3,734 円
	平成28年度 2,589 円		平成28年度 3,678 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	36名(収益勘定職員19名、資本勘定職員17人)
事業運営組織	<pre> graph TD A[下水道部 (36人)] --> B[下水道総務課 (13人)] A --> C[下水道整備課 (21人)] B --> D[総務係 (6人)] B --> E[業務係 (6人)] C --> F[計画係 (3人)] C --> G[工務係 (8人)] C --> H[維持係 (8人)] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	ポンプ場及びマンホールポンプ等の管理について、民間業者に管理委託を行っている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

2. 経営の基本方針

美しい自然環境を未来につなぎ、快適な生活環境を保持するため、以下の3つの基本方針を基に下水道の計画的な整備や維持管理を行う。

① 計画的で効率的な下水道の整備

下水道の未普及地区の解消に向け、計画的かつ効率的な下水道の整備を進める。また老朽化した下水道施設において、長寿命化及び最適更新時期などを考慮した適切な維持管理を行う。

② 健全経営の維持

人口減少等の理由により水需要が減少し、汚水量が減少すると予測されるため、民間委託などにより業務の効率化や経費削減を図るとともに、適正な使用料の設定について定期的に検証する。また下水道事業の必要性を周知することにより下水道接続率の向上を図り、資産の効率的な利用に努める。

さらに職員の資質向上を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、技術・知識を組織として共有、継承する。

③ 災害対策の推進

災害によるライフラインへの被害に迅速に対応できるよう、業務継続計画(BCP)の定期改定、民間組織との災害支援協定締結等により復旧体制の強化や資材の整備を図る。また集中豪雨による浸水被害の軽減を図るために雨水渠の整備に努める。

これらの3つの方針に従い、下水道事業を継続的に行うために、今後の人ロ減少や経済状態を見極め企業会計における財務諸表等を活用し経営の健全化・効率化を行い経営基盤の強化を行う必要がある。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

汚水管渠の整備については、平成42年度を目途に地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、概ね完了することを目標に今後10年間では約51億5千万円の投資を行う一方で、整備済みの汚水管渠等の更新及び改良については、長寿命化計画、総合地震対策計画及び耐用年数到来を基礎として長寿命化計画及びストックマネジメントのリスクアプローチを用いた手法により今後10年間で約41億2千万円の投資を行い、從来の下水道の機能を維持するとともに、震災時における下水道のライフラインの確保に努める。

また雨水の排除及び浸水被害の軽減のために今後10年間では約19億円の投資を行う。

さらに不明水対策として平成31年度までに流量計の設置に約3億円の投資を行い、その後汚水量の分析を行い汚水管渠の更新及び改良等の効果的な投資に活用する。

これらの投資のほかに、今後10年間で元利償還金が362億円程度必要となり資金供給が追いつかない状況であるため、上記の投資については平準化を行ったものである。

② 収支計画のうち財源についての説明

投資による財源は、事業に応じて主に国庫補助金、一般会計繰入金及び受益者負担金等で確保を行う。さらに投資のうち建設債発行可能額の全額を借り入れることとし、残額について損益勘定留保資金(下水道使用料等)で財源確保を行う。

企業債の借入は、原則として元利償還金の範囲内の借入とする。また、未処分利益については、原則として建設改良積立金及び減債積立金に積み立てることとし、それぞれの目的の財源とする。

(収益的収入)

下水道使用料は、節水意識の定着、節水機器の普及による減少、人口推移予測及び接続戸数の増加等を考慮して減少傾向を見込んでいる。

一般会計からの繰入金は、総務省通知(繰出金通知)に基づき計算した金額を基礎として繰入れるものである。

(資本的収入及び損益勘定留保資金)

企業債のうち、建設改良債については平準化を行った後の投資額のうち建設債の発行可能額全額の借入を見込み、特別措置分については発行可能額について全額の借入を見込み、さらに企業債償還のために平準化債の借入を見込んでいる。なお平成30年代の後半には平準化債の借入可能額が皆減になる予定である。

今後下水道施設の企業債償還金の高止まり及び下水施設の更新で資本的支出の金額が増大することへの対応策として、資本的収入の一般会計繰入金については、直接的に資本の増強を図り経営基盤の安定を図ることとする。

損益勘定留保資金は、減債償却費及び長期前受金収益化額を見込み、それを反映したものである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、一定の経過年数を経た施設の修繕費の増加等を見込む一方、減価償却費の減少及び企業債利息の減少等により全体的には減少すると見込んでいる。

職員給与費については、今後の下水道施設の更新需要増大の対応及び経営改革の推進のために平成29年度決算見込に比べ増加を見込んでいる。

動力費については、再生可能エネルギー発電促進賦課金の動向を踏まえて増加を見込んでいる。

修繕費については、リスクアプローチの手法も取り入れて平準化を行うが、予防保全による適正な維持管理の考え方を取り入れたため増加を見込んでいる。

流域下水道編入で不要になった処理場の一部について撤去する費用を今後10年間で約6億4千万円程度見込んでいる。

委託費については、平成28年度実績を基礎として整備地区の拡大に応じて増額している。

流域維持管理費負担金は、平成30年度から3カ年の見込額と同程度で推移するものと見込んでいる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成28年4月に小田原市の単独公共下水道である処理区を神奈川県管理の酒匂川流域下水道へ編入して広域化を行ったことにより小田原市の下水道はすべて流域下水道となり広域化した。
投資の平準化に関する事項	平成29年度から平成31年度で下水道施設全体のストックマネジメント計画の策定を行い、平成32年度から実施する予定であるため、それに従い平成32年度より中長期的な改築計画を策定してさらに財源を勘案して投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	持続可能な汚水処理の運営を行うため、未普及地区において下水道設備整備について、また既整備地区において長期的な観点から効率的な下水道施設の更新や維持修繕の手法について、民間活力の活用も踏まえて検討を行う。
その他の取組	布設後50年以上経過した老朽管渠が平成30年度に約50km、平成39年度には約130kmに達するため、計画的かつ効率的な更新に取り組む必要がある。 不明水削減のために流量計の設置を行い効率的な対策を行う。また固定費削減のための積極的な投資を検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成34年以降は、当期純損失となる見込みである。赤字解消に向けた取り組みとしては、「① 今後の投資についての考え方・検討状況」に基づいてより効率的で合理的な事業の運営を図る一方で、平成30年度に使用料のあり方について検討を行い、その結果に基づいて使用料改定の要否を判断する。使用料のあり方の検討には資本維持費の取り扱いについても検討項目とする。また一般会計繰入金については、赤字解消に向けて増額を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	資産の有効活用については、增收を図るため貸付等の検討を行うこととする。
その他の取組	今後、下水道施設の更新及び企業債償還金の高止まりで資本的支出が推移する見込みのため、一般会計繰入金の一部については出資金として、直接的に資本の増強を図り経営基盤の安定を図ることとする。 また国庫補助制度の動向を適切にとらえて計画に沿った補助を受けられるようにする。 災害時においても下水道事業を継続していくために災害復旧費や災害時に下水道使用料が見込めない場合でも企業債の償還に対応できるように、財源の確保を行なう必要がある。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	持続可能な汚水処理の運営を行うため、未普及地区の下水道設備整備について、また既整備地区において長期的(20~30年)な観点から効率的な改築・更新や運営管理手法について、民間活力の活用も踏まえて検討する。
職員給与費に関する事項	地方公営企業法の一部適用であるため給与体系については市長部局と同様である。委託費と給与費のバランスを勘案して人員配置を行うこととする。
動力費に関する事項	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の上昇が考えられるので、それを踏まえてポンプ等の更新時には投資効率を考えて機種選定を行う必要がある。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	平成29年度から平成31年度で下水道施設全体のストックマネジメント計画の策定を行い、平成32年度より実施する予定であるため、それに従い中長期的な改築計画と修繕計画を策定しリスクアプローチによる効率的な修繕及び更新を行うこととする。
委託費に関する事項	職員給与費とのバランスを勘案して効率性を考えたうえで、積極的に委託化の検討を行う。
その他の取組	不明水対策に係る経費については、費用対効果を検証したうえで、原因を把握し、必要な対策を実施することとする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	この経営戦略は平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間としているが、3年から5年を目途に、また計画前提条件の激変時に、検証及び必要な見直しを行う。なお平成32年度からストックマネジメント計画が実施予定であり、これにより投資計画が変更されるため平成33年度に改定を行う予定である。
---------------------	---

投資・財政計画
(收支計画)

(单位:千円)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 見込)	本年度 (30年度)	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
資本的収入	1. 企 業 債	1,843,700	1,944,181	2,168,600	2,050,200	1,955,200	1,733,900	1,567,600	1,494,200	1,432,700	1,333,000	1,288,900	1,201,600
	うち 資本費平準化債	545,400	450,700	499,600	410,000	270,000	130,000						
	2. 他 会 計 出 資 金			368,794	377,756	439,229	495,321	515,658	550,257	581,735	610,236	634,074	
	3. 他 会 計 補 助 金	287,482	346,669	321,741									
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	236,513	423,750	373,600	372,100	406,600	411,700	406,400	408,400	404,700	373,600	373,600	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他	11,585	13,011	12,947	12,853	12,758	12,663	12,568	12,474	12,379	12,284	12,189	12,095
計 (A)		2,379,280	2,727,611	2,876,888	2,803,947	2,752,314	2,597,492	2,481,889	2,430,732	2,400,036	2,300,619	2,284,925	2,221,369
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)		2,379,280	2,727,611	2,876,888	2,803,947	2,752,314	2,597,492	2,481,889	2,430,732	2,400,036	2,300,619	2,284,925	2,221,369
資本的支出	1. 建 設 改 良 費	1,184,282	1,752,670	1,576,105	1,922,567	1,787,760	1,757,238	1,742,310	1,734,539	1,689,279	1,676,957	1,714,566	1,579,692
	うち 職員給与費	148,620	149,363	150,106	151,607	153,123	154,654	156,201	157,763	159,340	160,934	162,543	164,169
	2. 企 業 債 償 戻 金	3,432,592	3,461,025	3,440,774	3,370,135	3,269,314	3,230,590	3,118,569	2,847,015	2,791,864	2,541,556	2,358,125	2,181,272
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. そ の 他		183	271	243	297	276	271	269	268	261	259	265	244
計 (D)		4,617,057	5,213,966	5,017,122	5,292,999	5,057,350	4,988,099	4,861,148	4,581,822	4,481,404	4,218,772	4,072,956	3,761,208
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		2,237,777	2,486,355	2,140,234	2,489,052	2,305,036	2,390,607	2,379,259	2,151,090	2,081,368	1,918,153	1,788,031	1,539,839
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,215,215	2,254,359	2,118,472	1,998,129	2,000,776	2,004,022	2,005,933	2,013,607	2,019,523	2,025,661	2,030,473	2,035,336
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		342,901	221,652	408,215	275,204	186,184	46,233	△ 79,876	△ 97,255	△ 184,167	△ 189,731	△ 270,745
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	44,981	66,569	59,863	73,022	67,902	66,743	66,176	65,881	64,162	63,694	65,122	59,999
計 (F)		2,260,196	2,663,829	2,399,987	2,479,366	2,343,882	2,256,949	2,118,342	1,999,612	1,986,430	1,905,188	1,905,864	1,824,590
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 22,419	△ 177,474	△ 259,753	9,686	△ 38,846	133,658	260,917	151,478	94,938	12,965	△ 117,833	△ 284,751
補填財源不足額累計額		△ 1,059,252	△ 1,236,726	△ 1,496,479	△ 1,486,793	△ 1,525,639	△ 1,391,981	△ 1,131,064	△ 979,586	△ 884,648	△ 871,683	△ 989,516	△ 1,274,267
他会計借入金残高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)		45,377,607	43,860,763	42,722,244	41,502,309	40,288,196	38,891,506	37,364,654	36,010,074	34,633,263	33,401,178	32,306,659	31,301,105

○会計総入金

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 見込)	本年度 (30年度)	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分		1,862,518	1,803,331	1,928,259	1,881,206	1,872,244	1,810,771	1,754,679	1,734,342	1,699,743	1,668,265	1,639,764	1,615,926
うち 基 準 内 緑 入 金		1,862,518	1,803,331	1,928,259	1,881,206	1,872,244	1,810,771	1,754,679	1,734,342	1,699,743	1,668,265	1,639,764	1,615,926
うち 基 準 外 緑 入 金													
資本的収支分		287,482	346,669	321,741	368,794	377,756	439,229	495,321	515,658	550,257	581,735	610,236	634,074
うち 基 準 内 緑 入 金		287,482	346,669	321,741	368,794	377,756	439,229	495,321	515,658	550,257	581,735	610,236	634,074
うち 基 準 外 緑 入 金													
合 計		2,150,000	2,150,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000